

1章 はじめに

1 計画の背景・目的

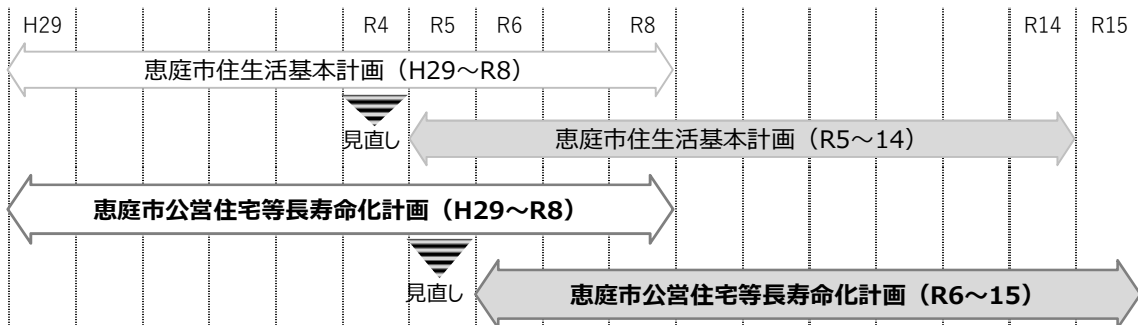
本市では、平成 28 年度に計画期間を平成 29 年度～令和 8 年度とする「恵庭市公営住宅等長寿命化計画」を策定し、本市における市営住宅の整備活用方針を定め、同計画に基づき、具体的な市営住宅の整備活用を推進しています。

計画策定後 6 年が経過し、上位計画である「恵庭市住生活基本計画」の見直しや「恵庭市公共施設等総合管理計画」の改訂を踏まえ、安全で快適な市営住宅を長きに渡って確保するため、修繕、改善、建替などの市営住宅の活用手法を定め、長期的な維持管理を実現することを目的として、中間年次に見直しを行います。

2 計画期間

計画期間は、令和 6 年度から 15 年度までの 10 年間とします。

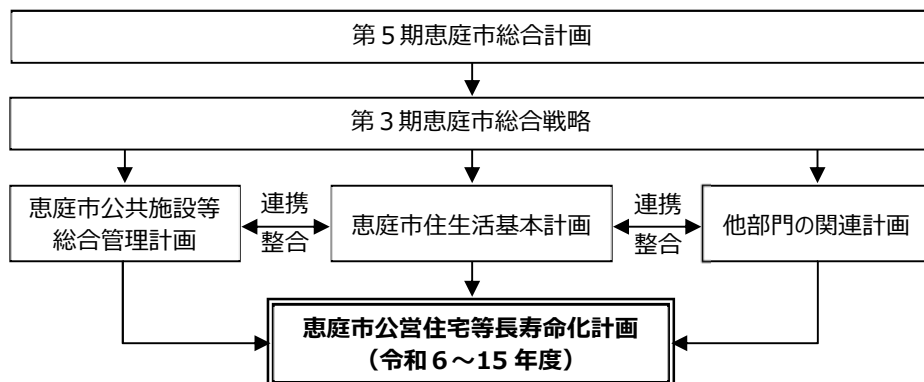
図 1-1 計画期間



3 計画の位置づけ

本計画は、住宅部門の基本計画である「恵庭市住生活基本計画」と、市の公共施設等のあり方を示す「恵庭市公共施設等総合管理計画」を上位計画とする市営住宅の整備方針等を定める個別の住宅計画となります。

図 1-2 計画の位置づけ



なお、本計画は、持続可能な開発目標（SDGs）¹のうち、主に以下のゴール（ターゲット）の達成に取り組めます。



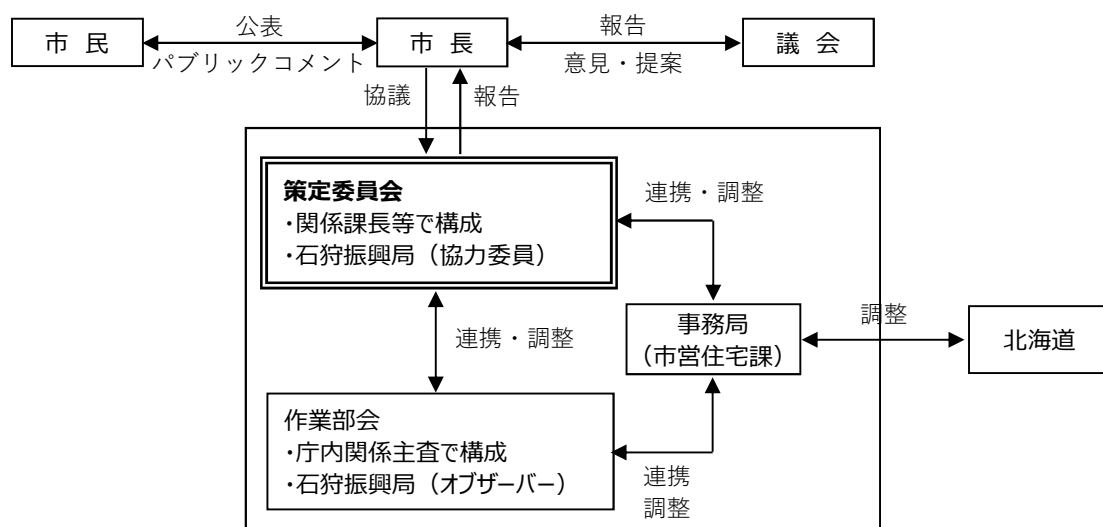
4 策定体制

この度の中間年次にかかる見直しにあたっては、関係課長、協力委員等からなる「策定委員会」において協議し決定します。

策定委員会に提出する資料は、関連主査等からなる「作業部会」で検討します。

事務局は、建設部市営住宅課に設置し、適宜北海道などとの調整を行います。

図 1-3 策定体制



¹持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）：

2015（平成 27）年 9 月に国連サミットで採択された 2030（令和 12）年を期限とする国際社会全体の開発目標である。17 のゴール（目標）と 169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指している。